

横浜市風力発電事業について

温暖化対策・環境創造・
資源循環委員会
令和4年3月11日
環境創造局説明資料

「ハマウイング電気のFIT売電による地産地消」と「新たな事業協賛『ハマウイングサポーター』」を令和4年度から開始し、安定的な事業運営を図るとともに、ハマウイングを活用した再生可能エネルギーの普及啓発に取り組めます。

1 横浜市風力発電事業の概要

横浜市風力発電所「ハマウイング」は神奈川区の瑞穂ふ頭に設置され、平成19年(2007年)3月に稼働を開始して15年経過しました。横浜の環境・再生可能エネルギーのシンボリック存在として多くの方に親しまれてきており、みなとみらい地区の景観のひとつとなっています。

風力発電事業の運営は、ハマウイングで発電した電気から環境価値分を除いた電気についての「売電収入」と、事業者の皆様からの「協賛金」により行ってきましたが、近年、売電単価が下落傾向にあることなどから、安定的な運営費の確保のため、新たな取組を実施します。

2 ハマウイング電気のFIT売電と地産地消

(1) FIT 制度

令和4年度から「FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)」を導入(右図①)します。これにより、送配電事業者に対して、売電単価を20.88円/kWhと一定の価格で令和9年8月まで売却することができ、収入を安定的に確保します。

	令和4年度	令和3年度
売電単価	20.88円/kWh	5.5円/kWh
売電収入(見込み)※	約4,200万円	約1,100万円

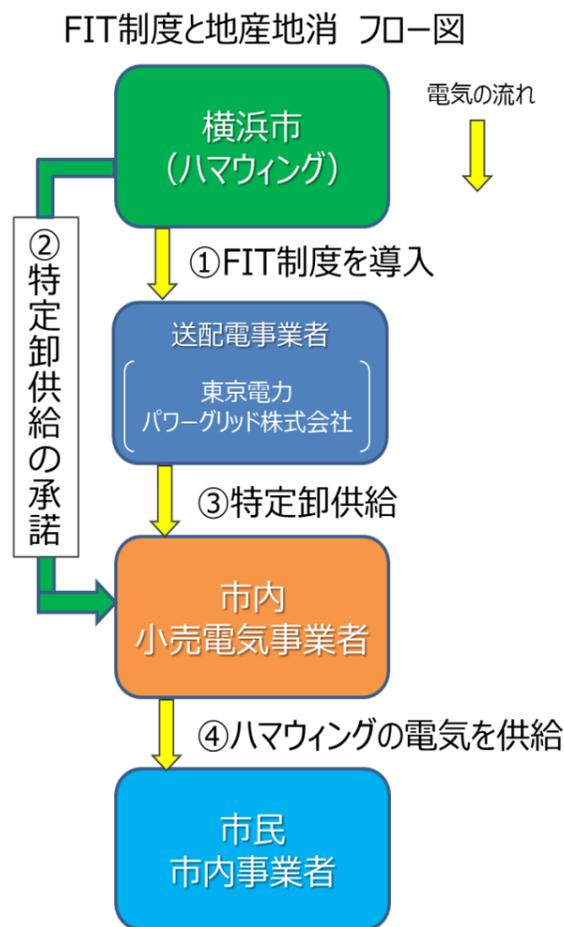
※年間200万kwh発電時

(2) 地産地消

「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約」の仕組みを活用し、横浜市が、市内の小売電気事業者へ「特定卸供給の承諾」(右図②)をすることで、FIT売電後のハマウイングの電気を、送配電事業者が小売電気事業者へ特定卸供給できるようになります(右図③)。当該小売電気事業者を通じて、市民や市内事業者へ「ハマウイングの電気を供給」する地産地消の取組を開始します(右図④)。

(3) スケジュール(予定)

- 令和4年2月 小売電気事業者の公募
- 3月 小売電気事業者の決定
- 4月 ハマウイング電気のFIT売電を開始
- 6月 特定卸供給の手続き後、ハマウイング電気の地産地消開始



3 新たな事業協賛「ハマウイングサポーター」

安定的な事業運営に向けて事業者の皆様から幅広く協賛をいただけるよう、協賛金額や期間等、これまでの協賛スキームを見直し、「ハマウイングサポーター」として協賛事業者を募集します。

(1) 協賛内容

	令和4年度から	今年度まで
名称	ハマウイングサポーター	Y(ヨコハマ)-グリーンパートナー
協賛金額 (1口/年・税込)	・50万円(プライムクラス) ・10万円(スタンダードクラス)	110万円
協賛期間	1年間(6月から翌年5月まで) 更新制	5年間(2017~2021年度)
協賛企業数	制限なし	最大25口分
グリーン電力証書	発行なし	発行あり (協賛口数に応じてグリーン電力証書を発行)
主な特典	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市のホームページや啓発表示板(大型の説明看板)2か所、リーフレット等にて、協賛事業者のロゴや事業者名を掲載 ハマウイングの見学会や視察、各種イベント等において、出展や物品等の提供など協賛事業者のPRの場として活用可能 	

(2) 協賛募集期間

令和4年2月21日から3月31日まで
(以降、随時、申込は受け付けます。)

【参考】令和3年度の普及啓発



世界的な風車イベント「グローバルウィンドデイ(6月15日)」
にあわせた、親子風車見学会(令和3年6月6日)



秋の風車見学会(令和3年11月7日)